

藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例及び藤沢市一般職員の給与に
関する条例の一部改正について

藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例及び藤沢市一般職員の給与に関する条例
の一部を次のように改正する。

2022年（令和4年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例及び藤沢市一般職員の給与に
関する条例の一部を改正する条例

（藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正）

第1条 藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和31年藤沢市条例第36号）
の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「，出産休暇，出産補助休暇」及び「，育児参加休暇」を削
る。

（藤沢市一般職員の給与に関する条例の一部改正）

第2条 藤沢市一般職員の給与に関する条例（昭和26年藤沢市条例第6号）の一
部を次のように改正する。

第11条中「，出産休暇，出産補助休暇」及び「，育児参加休暇」を削る。

附 則

この条例は，令和4年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは，会計年度任用職員及び臨時的任用職員の出産休暇，出
産補助休暇及び育児参加休暇を有給化することに伴い，所要の改正をする必要によ
る。